

# 会派を超えたプロジェクト会議による条例制定 ～さいたま市自転車のまちづくり推進条例

議会の政策提言機能の強化を図る観点から、会派等を超えて、より実効性の高い政策条例制定の実現に向けた検討を行うため「政策条例制定に関するプロジェクト会議」を立ち上げ、およそ1年をかけて20回を超える会議を開催し、議論を重ねた上で平成30年6月議会の本会議で可決成立。

## 1 はじめに

さいたま市議会では、平成29年6月に政策条例制定に関するプロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」といいます。）を設置し、自転車を活用したまちづくりの推進に資することを目的とした条例の制定について、1年にわたり検討を行いました。プロジェクト会議を、平成30年6月までの間に21回開催し、関係機関との協議、パブリック・コメント、児童生徒に対するアンケート調査等を行い、さいたま市自転車のまちづくり推進条例の案を作成しました。

本条例は、平成30年6月定例会最終日の6月29日に、プロジェクト会議の委員を提出者・賛成者とする議員提出議案として提出され、委員会付託を省略し、同日に、賛成多数で可決されました。

また、令和元年12月には、プロジェクト会議の設置・運営を通じて明らかとなった課題について議会運営委員会で協議を重ね、政策条例の立案に関する事項を調査審議する会議の設置に係る手続等を定めた、さいたま市議会政策条例検討プロジェクトチーム要綱を制定しました。

以下、プロジェクト会議の設置から条例の案を作成するまで、プロジェクト会議で取り

組んできたことを中心に御紹介いたします。

## 2 プロジェクト会議の設置

平成29年6月29日の各派代表者会議（議長及び副議長並びに各会派の代表者によって構成。議会運営委員会の委員長及び副委員長がオブザーバーとして参加）において、一つの会派から、自転車の安全利用や自転車を活用したまちづくりに関する条例を作成するためのプロジェクト会議設置について提案があり、合意されました。また、

①副議長をプロジェクト会議の会長とする  
こと、②プロジェクト会議の委員は、会長を含め15人とする  
こと、③会派に所属する議員数が10人未満の会派は委員2人、10人以上15人以下の会派は委員3人、15人を超える会派は委員4人を選出すること、④会派に所属しない議員の参加についてはプロジェクト会議において協議することなどが併せて決定されました。

## 3 運営に関する申合せ等の決定

各派代表者会議におけるプロジェクト会議設置の合意を踏まえ、同日に、議長及び副議

さいたま市議会調査部  
事務局法制課  
調査調

長において、①会派等を超えて、より実効性の高い政策条例制定の実現に向けた検討を行うためプロジェクト会議を設置すること、②検討テーマは自転車を活用したまちづくりの推進に資することを目的とした条例の制定とすること、③会長及び委員の任期は、政策条例の制定に向けた検討結果を議長に報告したときまでとすること、④プロジェクト会議の事務局は議会事務局が務めることなどを定めた「プロジェクト会議の設置に関する決定事項」が決定されました。

この決定を受けて、7月10日に、第1回プロジェクト会議を開催し、①委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこと、②議事を決するに当たり会長は出席委員全員の同意を得るよう努めること、③会派間の意見調整や協議を行うため理事会を置くこと、④会派に所属しない議員はオブザーバーとして参加し、意見を述べることができること、⑤委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができること、⑥プロジェクト会議は原則として公開すること、⑦プロジェクト会議が開催されたときは、速やかに会議の概要及び結果並びに会議資料をホームページで公開することなどを定めた「プロジェクト会議の運営に関する申合せ」を決定しました。

#### 4 執行機関からの意見聴取等

第2回プロジェクト会議では、市長部局や教育委員会の関係課から、さいたま市における自転車施策の現状について報告を受け、その後、質疑を行いました。また、他都市の類似条例を参考に、目指すべき条例の全体像についても協議を行いました。

続いて、第3回プロジェクト会議では、大学教授を講師として招き、議員による政策立案・条例制定をテーマとした講演会を開催しました。

#### 5 条例素案の作成

第4回プロジェクト会議からは、具体的な条文の作成作業を開始しました。

まずは、委員間で条例に盛り込むべき項目について協議を行いました。次に、項目ごとに目的とそれを達成する手段について検討を行い、条文の作成を進めました。この作業と並行して、目的規定や定義規定、責務規定の作成も行っています。

なお、事務局においては、規定の内容について、必要性や妥当性の観点から審査を行うとともに、立案の意図が条文に正確に表現されているか、用字・用語の誤りがないか確認を行いました。また、交通安全に係る条文に

ついては、道路交通法等の関係法令に矛盾・抵触する事項がないか、埼玉県警察本部に対し、協議しました。

条例素案の作成作業は、第13回プロジェクト会議までの計10回に及び、第13回の会議では、パブリック・コメントの実施と児童生徒に対するアンケート調査の実施の二点について決定しました。

条文の作成に当たっては、事務局において作成した資料（検討のポイント、道路交通法等の法令及び類似条例の規定、市長部局において平成28年3月に策定した、さいたま市自転車まちづくりプランに規定されている施策等を整理したもの）を使用しました。

#### 6 パブリック・コメント

条例素案を公表し、広く市民に意見を求めるため、平成30年4月16日から5月7日までの三週間、パブリック・コメントを実施しました。資料は、さいたま市議会ホームページのほかに、各区役所の情報公開コーナーで公表し、意見は、郵送や持参、ファックスに加えて、ホームページの「ご意見入力フォーム」でも提出できるようにしました。

パブリック・コメントの結果、乗車用ヘルメットの着用や自転車利用時のマナーに関することなどの意見を得ることができました。

## 7 児童生徒に対するアンケート調査

児童生徒の自転車の利用実態を把握するため、平成30年4月に、市立小学校・中学校・高等学校の児童生徒に対して、自転車の安全利用等に関するアンケート調査を実施しました。

質問項目は、自転車利用の頻度、乗車用ヘルメットの着用の有無など、小学生は7項目、中学生・高校生は8項目としました。対象者は、小学校・中学校・高等学校の各校長会と協議の上、小学生は10校（四年生3校・五年生3校・六年生4校）の各1クラス、中学生は57校（全て二年生）の各1クラス、高校生は4校（全て二年生）の各1クラスとしました。小学校は314人（四年生97人・五年生101人・六年生116人）、中学校は1996人、高校生は148人から回答を得ることができました。

アンケート調査の結果、乗車用ヘルメットの着用率については、小学校四年生は35%、五年生は18%、六年生は6%で、中学校二年生は14%（自転車通学ありは33%、自転車通学なしは3%）、高校生は0%と、年齢が高くなるにつれて、着用率が下がることが明らかになりました。

## 8 PTA協議会からの意見聴取

第15回プロジェクト会議では、委員から、児童生徒だけではなく、保護者の意見も確認すべきではないかとの提案があり、第16回プロジェクト会議において、さいたま市PTA協議会の役員4人を招き、条例素案に対する意見聴取を行いました。

## 9 条例案の作成

パブリック・コメント、児童生徒に対するアンケート調査、さいたま市PTA協議会に対する意見聴取等の結果を踏まえ、条例素案の修正を行いました。第17回プロジェクト会議から第21回プロジェクト会議までの計五回にわたり修正を重ね、さいたま市自転車のまちづくり推進条例の案を決定しました。

これをもって、プロジェクト会議を解散し、平成30年6月27日に、プロジェクト会議会長から議長へ、条例の案を作成した旨を報告しました。

## 10 プロジェクト会議の課題

プロジェクト会議は、各派代表者会議の合意を経て、議長によって設置されました。この会議体は、常任委員会や議会運営委員会といった法的な委員会ではなく、また、会議規

則に定められた会議体や議決を得て設置された会議体でもなく、事実上の会議にすぎないため、その活動を議会における法的な活動（会議活動）とみなすことはできませんでした。

そのため、プロジェクト会議では、政策条例の立案といった公的な活動を行っているにもかかわらず、その活動に要する費用を議会費として予算執行することに疑義が生じ、学識経験者に対する謝礼やパブリック・コメントの実施に要する費用は、委員から徴収した会費で賄うこととなりました。

## 11 プロジェクトチーム要綱の制定

このような課題の解決を目指し、令和元年7月から、議会運営委員会において協議を重ね、12月に、政策条例の立案に関する事項を調査審議する会議の設置の要件、手続、組織、運営等に関する事項を定める、さいたま市議会政策条例検討プロジェクトチーム要綱を制定しました。

この要綱では、プロジェクト会議の設置・運営を通じて、特に懸案となった会議の位置付けやその活動に要する費用の支出について、明確化を図りました。具体的には、①設置の要件・手続として、議長は、議員からプロジェクトチームを設置したい旨の申出があったときは、議会運営委員会に諮り、その

承認を得る必要があること、②組織として、プロジェクトチームは委員12人をもって組織し、委員は各会派の所属議員数の比率により選任すること、③関係者の出席として、プロジェクトチームは、委員でない議員、市職員、関係者及び学識経験者に対して出席を求めて説明や意見を聴き、資料の提出を求めることができること、会議に出席した関係者及び学識経験者に対しては、謝礼金を支払うことができること、④先進的事例の調査研究として、プロジェクトチームは先進的事例を調査研究するため、他の地方公共団体を視察することができること、この場合は、会議規則に定める議員派遣の手続を経る必要があることなどを規定しています。

現在のところ、この要綱に基づく政策条例検討プロジェクトチーム設置の申出はありませんが、今後は、この要綱に基づき、会議を設置し、運営することとなります。

政策条例制定に関するプロジェクト会議の協議経過

| 年月日                       | 主な取組事項                                  |
|---------------------------|---|
| 平成29年6月29日                | ●各派代表者会議<br>プロジェクト会議の設置の合意              |
| 平成29年7月10日                | ●第1回プロジェクト会議<br>プロジェクト会議の運営に関する申合せの決定   |
| 平成29年7月24日                | ●第2回プロジェクト会議<br>執行機関からの意見聴取等            |
| 平成29年8月3日                 | ●第3回プロジェクト会議<br>議員による政策立案等をテーマとした講演会の開催 |
| 平成29年8月24日～<br>平成30年3月16日 | ●第4回～第13回プロジェクト会議<br>条文の作成              |
| 平成30年4月16日～<br>平成30年5月7日  | パブリック・コメントの実施                           |
| 平成30年4月                   | 市立小学校・中学校・高等学校へのアンケート調査の実施              |
| 平成30年5月15日                | ●第16回プロジェクト会議<br>PTA協議会からの意見聴取          |
| 平成30年5月28日～<br>平成30年6月26日 | ●第17回～第21回プロジェクト会議<br>条文の修正・条例案の決定      |